

令和7年度

「トラック運送事業者業務効率化支援事業」

の御案内

宮崎県では、物流網の維持を図るため、**自動化や機械化など業務効率化**に取り組む県内トラック運送事業者を支援します。

【補助対象・補助額について】

対象経費	トラック運送の業務効率化のための経費（※下表参照）
補助対象者	宮崎県内に本社又は営業所を置く <u>トラック運送事業者</u>
事業期間	交付決定日から令和8年3月31日（火）まで
補助額	対象経費の2分の1（補助額の上限は1事業者あたり100万円）
公募期間	令和7年4月1日（火）から令和8年12月26日（金）まで 随時受付（予算がなくなり次第終了となります）

【対象経費 詳細】 以下のような経費（税抜き）が補助の対象となります。

（1）運行の効率化に資するシステム・機器の導入	・配車計画や車両の動態管理のためのシステム ・デジタル運行記録計 など
（2）荷役作業の軽減に資する機器の導入	・フォークリフト ・ハンドリフト ・テールゲートリフター ・標準パレット ・ロールボックスパレット（カゴ車） など
（3）共同配送や中継輸送の導入	・導入を目的とした検証費用（コンサル費用等） ・共同配送や中継運送に取り組むための環境整備（システム導入） など
（4）その他業務効率化に資する事業	・県総合交通課まで御相談ください。

【手続きについて・おおまかな流れ】

- ・補助金の申請にあたっては、**県HP（しごと・産業>交通・物流>物流）の交付要綱等**を御確認ください。
- ・県が定める募集期間内に申請をお願いします。
- ・補助金の交付決定前に行われた発注等は補助対象外となります。
- ・申請後に事業計画を変更する場合にはあらかじめ御連絡ください。
- ・補助事業により導入した機器等を耐用年数経過前に処分した場合などは補助金の返還が必要になることがあります。

交付申請

※所定の様式のほか、**見積もり**などが必要です。

(県)審査・
交付決定

※申請書類に問題等なければ2～3週間程度で決定します。

事業実施

※契約や発注については必ず**交付決定後**としてください。

実績報告

※所定の様式のほか、導入した機器等の**写真**や**領収書**など支払の証拠書類が必要です。